

令和8年8月31日

総務省政策統括官（統計制度担当）

諮問第208号の概要

（社会教育調査の変更）

1 文部科学省が実施する基幹統計調査

文部科学省では、教育分野の基幹統計調査として、以下の4調査を実施

調査名	実施周期	調査対象	調査事項
学校基本調査	毎年	学校及び学校の設置者	学校の特性、教職員数、学生等の在籍状況、入学・卒業等の状況等
学校保健統計調査	毎年	学校	発育状態（身長、体重）、健康状態（栄養状態、視力、聴力等）等
学校教員統計調査	3年 (直近は令和7年度)	学校	性別、年齢別及び職名別の本務教員数、教員免許状の種類、担任の状況等
社会教育調査 今回の諮問案件	3年 (直近は令和6年度)	教育委員会、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、女性教育施設、体育施設、劇場、音楽堂等、生涯学習センター	施設・設備、職員、事業実施状況、施設利用の状況等

2 社会教育調査の概要（前回調査・令和6年度）

調査所管課 文部科学省総合教育政策局参事官（調査企画担当）

調査の目的 社会教育行政に必要な社会教育に関する基本的事項を明らかにすることを目的とする。

調査の概要

調査の沿革

- ・ 昭和30年開始
- ・ 前回調査（令和6年度）で22回目

調査期日 調査周期

- ・ 令和6年10月1日時点
（活動状況については前年度1年間）
- ・ 3年周期

報告者数

- ・ 約80,000（全数調査）

調査系統 調査方法

- ・ 文部科学省－報告者
- ・ 文部科学省－都道府県教育委員会
（－市町村教育委員会）－報告者
- ・ 郵送又はオンライン調査

結果公表

- ・ 中間報告：令和7年7月に公表
- ・ 本報告：令和8年3月に公表

調査票及び調査事項

教育委員会（都道府県・市町村）が報告者

① 社会教育行政
調査票

社会教育関係職員に関する
事項、社会教育委員等に関
する事項、社会教育関連事
業の実施状況等

各施設が報告者

② 公民館調査票

③ 図書館調査票

④ 博物館調査票

⑤ 青少年教育施設調査票

⑥ 女性教育施設調査票

⑦ 体育施設調査票

⑧ 劇場、音楽堂等調査票

⑨ 生涯学習センター調査
票

設置者及び指定管
理者に関する事項、
職員に関する事項、
施設・設備に関す
る事項、事業実施
状況に関する事項、
施設の利用状況等

主な利活用

○ 行政上の施策への利用等

- ・ 関係法令の改正に係る検討資料として、「博物館の設置状況」や「施設・設備の状況」等を活用
- ・ 教育振興基本計画の策定に係る検討資料として、「公民館等における社会教育主事有資格者数」等を活用

○ 基幹統計など重要な統計作成への利用

- ・ 基幹統計である産業連関表の「社会教育（国公立）」部門の推計において、施設の「建物面積」を利用

3 主な変更事項

1 「報告義務者」等の変更

「博物館調査票」について、博物館法（昭和26年法律第285号）の改正（令和4年4月）に伴い、「報告義務者」の範囲や「調査系統」について、記載内容を変更

2 調査事項の変更

社会情勢の変化を踏まえ、社会教育に関する調査事項等を追加するとともに、把握の必要性が低下した調査事項を削除

※ 上記のほかに、最新の母集団情報を踏まえた報告者数の変更や記載内容の適正化を計画

3 今回の変更事項（報告義務者等）

- ・「博物館調査票」について、以下のとおり、地方独立行政法人が設置する「博物館」を調査計画に追記

（注） 前回調査においても地方独立行政法人が設置する「博物館」に対して調査を実施しているところ、今回、調査計画にも明記するもの

現行	変更案
4 報告を求める個人又は法人その他の団体 （3）報告義務者 ③ 博物館調査票 （ア）（略） （イ）都道府県立、市町村立及び私立の博物館、指定施設及び博物館類似施設（都道府県（市町村）が設立団体である地方独立行政法人が設置する指定施設及び博物館類似施設を含む。）の長	4 報告を求める個人又は法人その他の団体 （3）報告義務者 ③ 博物館調査票 （ア）（略） （イ）都道府県立、市町村立及び私立の博物館、指定施設及び博物館類似施設（都道府県（市町村）が設立団体である地方独立行政法人が設置する<u>博物館</u>、指定施設及び博物館類似施設を含む。）の長
6 報告を求めるために用いる方法 （1）調査系統 ④ 博物館調査票 <pre> graph TD A[文部科学大臣] --- B[国立及び独立行政法人立（国立大学法人 及び大学共同利用機関法人を含む。）の指定 施設及び博物館類似施設の長] A --- C[都道府県教育 委員会] A --- D[市町村教育 委員会] C --- E[①都道府県立の博物館、指定施設及び博物 館類似施設（都道府県が設立団体である地 方独立行政法人が設置する指定施設及び博 物館類似施設を含む。）の長 ②私立の博物館及び指定施設の長] D --- F[①市町村立の博物館、指定施設及び博物館 類似施設（市町村が設立団体である地方独 立行政法人（都道府県を設立団体に含む場 合を除く。）が設置する指定施設及び博物館 類似施設を含む。）の長 ②私立の博物館類似施設の長] </pre>	6 報告を求めるために用いる方法 （1）調査系統 ④ 博物館調査票 <pre> graph TD A[文部科学大臣] --- B[国立及び独立行政法人立（国立大学法人 及び大学共同利用機関法人を含む。）の指定 施設及び博物館類似施設の長] A --- C[都道府県教育 委員会] A --- D[市町村教育 委員会] C --- E[①都道府県立の博物館、指定施設及び博物 館類似施設（都道府県が設立団体である地 方独立行政法人が設置する<u>博物館</u>、指定施 設及び博物館類似施設を含む。）の長 ②私立の博物館及び指定施設の長] D --- F[①市町村立の博物館、指定施設及び博物館 類似施設（市町村が設立団体である地方独 立行政法人（都道府県を設立団体に含む場 合を除く。）が設置する<u>博物館</u>、指定施設及 び博物館類似施設を含む。）の長 ②私立の博物館類似施設の長] </pre>

3 今回の変更事項（報告義務者等）

（参考）博物館法（昭和26年法律第285号）の改正に係る新旧対照表

改正前	改正後（令和5年4月施行）
（定義） 第2条 1（略） 2 この法律において、「公立博物館」とは、地方公共団体の設置する博物館をいい、「私立博物館」とは、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は前項の政令で定める法人の設置する博物館をいう。 3（略）	（定義） 第2条 1（略） 2 この法律において「公立博物館」とは、地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の設置する博物館をいう。 3 この法律において「私立博物館」とは、博物館のうち、公立博物館以外のものをいう。 4（略）

（参考）地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）（抄）

第2条 この法律において「**地方独立行政法人**」とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、地方公共団体が自ら主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律の定めるところにより地方公共団体が設立する法人をいう。

3 今回の変更事項（調査事項の追加①）

該当する調査票	変更内容	変更理由
①社会教育行政調査票	首長部局（都道府県知事部局・市町村長部局）における社会教育関係の事務に従事する職員数を把握するため、調査項目を追加	第9次地方分権一括法により、公立の図書館、博物館、公民館の設置等の事務を教育委員会から地方公共団体の長へ移管することが可能となったことを踏まえ、その実態を把握するため

調査票の変更イメージ

現行

(なし)



変更案

3 首長部局の社会教育関係職員数(人)

区 分			課 長	うち社会 教育主事 の資格を 有する者	その他の職員 (事務職員等)	うち社会教育 主事の資格を 有する職員
図書館、博物館、 公民館その 他の社会 教育に関する 教育機関担 当	専 任	男				
		女				
	兼 任	男				
		女				
	非常勤	男				
		女				
スポーツ担当	専 任	男				
		女				
	兼 任	男				
		女				
	非常勤	男				
		女				

3 今回の変更事項（調査事項の追加②）

該当する調査票	変更内容	変更理由
①社会教育行政調査票	「社会教育委員数」及び「社会教育関係指導員数」の内数として、「社会教育士の称号を有する者」を調査項目に追加	令和2年の制度開始以降、増加を続けている社会教育士について、社会教育行政における活動状況を把握するため

調査票の変更イメージ

現行

5 社会教育委員

(1) 社会教育委員数(人)

区 分	男			女		
① 学校教育関係者						
② 社会教育関係者						
③ 家庭教育の向上に資する活動を行う者						
④ 学識経験者						
⑤ その他条例で定める者						
①～⑤のうち、青少年に関する事項について指導助言する者						



変更案

5 社会教育委員

(1) 社会教育委員数(人)

区 分	男			女		
	うち社会教育士の称号を有する者			うち社会教育士の称号を有する者		
① 学校教育関係者						
② 社会教育関係者						
③ 家庭教育の向上に資する活動を行う者						
④ 学識経験者						
⑤ その他条例で定める者						
①～⑤のうち、青少年に関する事項について指導助言する者						

※社会教育関係指導員数においても、同様に「うち社会教育士の称号を有する者」の欄を追加

3 今回の変更事項 (調査事項の追加③)

該当する調査票	変更内容	変更理由
③図書館調査票	図書館における「資料の状況」のうち、「録音図書等の保有数」について、従来の「録音図書（本）」から「デージー図書（本）」 ^(※) を特掲して把握。 併せて、「施設・設備の有無」に「デージープレイヤー」を追加する等、調査項目の見直しを実施	視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等が求められていることから、近年、活用が進んでいるデージー図書の実態を把握するため

※ デージー（DAISY）とは「アクセシブルな情報システム」と訳されるデジタル録音図書の国際標準規格をいう。デージー図書は、従来のカセットテープ等と比較して、利便性が向上していることに加え、音声だけでなく文字の映像も表示されるため、視覚障害者だけでなく読み書きが困難な学習障害者等にも広く活用されている。

調査票の変更イメージ(デージー図書(本)の保有数部分)

現行

13 資料の状況

雑誌の保有数(種)							
視 聴 覚 資 料 の 保 有 数	映画フィルム(本)						
	スライドフィルム(組)						
	レコード(枚)						
	録音テープ(本)						
	コンパクトディスク(枚)						
	ビデオテープ(本)						
	ビデオディスク(枚)						
	そ の 他						
録音図書 等の保有数	録音図書(本)						
	点字図書等(冊)						
	大活字本(冊)						



変更案

13 資料の状況

雑誌の保有数(種)							
視 聴 覚 資 料 の 保 有 数	映画フィルム(本)						
	スライドフィルム(組)						
	レコード(枚)						
	録音テープ(本)						
	コンパクトディスク(枚)						
	ビデオテープ(本)						
	ビデオディスク(枚)						
	そ の 他						
録音図書 等の保有数	録音図書(本) (デージー図書を除く。)						
	デージー図書(本)						
	点字図書等(冊)						
	大活字本(冊)						

3 今回の変更事項 (調査事項の追加④)

該当する調査票	変更内容	変更理由
②公民館調査票 ⑤青少年教育施設調査票	調査項目「利用状況」における団体利用の内訳に「障害者団体」の欄を追加	中央教育審議会生涯学習分科会 社会教育の在り方に関する特別部会において、「共生社会の実現に向けた障害者・外国人等を含めた社会教育の推進方策」が検討されていることを踏まえ、障害者の生涯学習・社会教育への参加状況に関する実態を把握するため (団体別に利用状況を把握している「公民館調査票」及び「青少年教育施設調査票」において「障害者団体」の欄を追加)

調査票の変更イメージ(例:公民館調査票)

現行

15 利用状況(令和5年度間)

区 分		延べ団体数(団体)					延べ利用者数(人)				
団体利用	青少年団体										
	女性団体										
	成人団体										
	高齢者団体										
	その他の団体										
個人利用											



変更案

15 利用状況(令和8年度間)

区 分		延べ団体数(団体)					延べ利用者数(人)				
団体利用	青少年団体										
	女性団体										
	成人団体										
	高齢者団体										
	障害者団体										
	その他の団体										
個人利用											

3 今回の変更事項（調査事項の削除①）

該当する調査票	変更内容	変更理由
②公民館調査票 ③図書館調査票 ④博物館調査票 ⑤青少年教育施設調査票 ⑥女性教育施設調査票 ⑦体育施設調査票 ⑧劇場、音楽堂等調査票 ⑨生涯学習センター調査票	調査項目「受動喫煙防止のための対策の方法」の削除	令和2年4月1日の健康増進法（平成14年法律第103号）の一部改正により、多数の者が利用する施設は原則として屋内全面禁煙とされ、本調査の調査対象施設の大多数において、すでに適切な分煙措置が講じられているため

調査票の変更イメージ（例：公民館調査票）

現行

変更案

（9）受動喫煙防止のための対策の方法

- 1 敷地内を禁煙としている
- 2 施設内を禁煙としている
- 3 施設内に喫煙場所を設置するとともに、喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙が流れ出ないように措置している
- 4 施設内に喫煙場所を設置しているが、喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙が流れ出ないように措置していない
- 5 何ら措置を講じていない



（削除）

3 今回の変更事項 (調査事項の削除②)

該当する調査票	変更内容	変更理由
②公民館調査票 ③図書館調査票 ④博物館調査票 ⑤青少年教育施設調査票 ⑦体育施設調査票 ⑧劇場、音楽堂等調査票 ⑨生涯学習センター調査票	「ボランティア活動状況」のうち、「ボランティア登録数」における男女別把握を総数把握に変更	本調査の報告に当たりボランティア登録者の性別を個別に確認する必要があり、報告者負担が生じているため、結果の利活用状況を勘案し削除するもの。 なお、⑥女性教育施設調査票については、引き続き、ボランティア登録者数を男女別に把握。

調査票の変更イメージ (例: 公民館調査票)

現行

13 ボランティア活動状況

(1) ボランティア登録数

区分	登録団体数 (団体)	登録者数(人)									
		男					女				
団 体											
個 人											

変更案

13 ボランティア活動状況

(1) ボランティア登録数

区分	登録団体数 (団体)	登録者数(人)									
団 体											
個 人											

3 今回の変更事項 (調査事項の削除③)

該当する調査票	変更内容	変更理由
①社会教育行政調査票 ②公民館調査票 ③生涯学習センター調査票	調査項目「学級・講座」における「対象別」欄の削除	調査項目「学級・講座」における「対象別」欄については、従前、国が委託事業やモデル事業を実施する際の参考資料として活用していたが、現在は対象を限定した事業を実施しておらず、詳細に把握する必要性が低下しているため

調査票の変更イメージ (例:社会教育行政調査票)

現行

(6)社会教育学級・講座

区 分				実 施 件 数(件)														学 級 生 数 及 び 受 講 者 数(人)				
				計 (主催・共催)	うち主催	うち知事(首長) 部局との共催	うち17時以降	うち土・日	うち託児 サービスを実施	対 象 別												
										青少年対象	成人一般対象	女性のみ対象	高齢者のみ対象	その他								
01	—																					
02	—																					
03	—																					
04	—																					
05	—																					

変更案

(6)社会教育学級・講座

区 分				実 施 件 数(件)										学 級 生 数 及 び 受 講 者 数(人)			
				計 (主催・共催)	うち主催	うち知事(首長) 部局との共催	うち17時以降	うち土・日	うち託児 サービスを実施								
01	—																
02	—																
03	—																
04	—																
05	—																